

〔法曹時報第 59 卷第 9 号抜刷〕

# 民法 4 条をめぐる立法論的覚書

—『年少者法(こども・わかもの法)』への第一歩—

大 村 敦 志

## 民法4条をめぐる立法論的覚書

—『年少者法(こども・わかもの法)』への第一歩—

大 村 敦 志

### はじめに

民法4条(2004年改正前は3条)は「年齢20歳をもって、成年とする」と定める。明瞭簡潔な規定であり、解釈論上の疑義は少ない<sup>1)</sup>。このため、本条について立ち入って論じられた例は乏しい<sup>2)</sup>。

もともと、立法論となれば話は違ってくる。たとえば、戦前すでに穂積重遠は「成年期線下案」を説いていた<sup>3)</sup>。穂積は、「満20歳を境界として人を未成年者たる無能力者と成年者たる能力者に両分するのであるが、純理からも実際からも非難の余地がある」との問題を指摘し、フランスの親権解放やドイツの成年宣告の制度を紹介しているが、結論としては取引の安全を重視し、営業許可制度(民6条)のみによって対応をはかる現行日本民法の対応を肯定する。その上で、「もし此等の制度(仏独の制度—筆者注)が實際上必要だと云ふならば、むしろ一般に成年期を繰り下げて、例へば満18年としたらどうであろうか」としていた<sup>4)</sup>。今日では一般にも、選挙権付与との関係で、成年年齢を満18歳に引き下げるべきだとの議論は根強く存在する。実際のところ、民主党は「インターネット市民立法」案なども参酌して、「成年年齢の引下げ等に関する法律案」を第155国会(2002年)に提出している<sup>5)</sup>。しかし、ごく最近まで、このような内容の法案が国会を通過することは考え

(2) 59巻9号 2864

にくかったと言ってよかろう。

ところが、事情は変化しつつある。憲法改正のための手続整備を目的とするいわゆる国民投票法案が国会に提出されたのに伴い、投票権を有する者が20歳とするか18歳とするかが問題となったが、あわせて民法の成年年齢の見直し<sup>6)</sup>がにわかに浮上した<sup>7) 8)</sup>のである。本稿は直接には、あまり立ち入っては論じられることのなかった民法4条の改正につき、この機会に若干の検討を試みようというものである<sup>9) 10)</sup>。

もっとも、成年年齢は20歳か18歳かという問いを立ててみても、直ちに決定的な答えが得られるとは思えない。この問題は、最終的には政治的な判断に基づき着着を付けるほかない問題であろう。むしろ本稿では、成年年齢の見直しを契機として、現在の未成年保護法制的枠組みを再検討に付し、若年の成年者をも含む「年少者法(こども・わかもの法)」<sup>11)</sup>を構想するための<sup>12) 13)</sup>がかりを得たい。子育て支援・ニート支援、児童虐待・いじめ・少年犯罪、そして、教育再生……。今日、「子ども」や「若者」をめぐる問題が大きな社会問題となっていることは改めて言うまでもない。そうした中で、「子ども」や「若者」をめぐる諸問題と法との関係をトータルにとらえることが要請されているのではないか。本稿は、こうした試みのための小さな一歩でもある。

以下では、まず、民法における「成年」の意義を確認した上で(Ⅰ)、「成年」の基準としての「年齢20歳」の当否を検討する(Ⅱ)。その上で、「成年」の基準を変更するだけでなく、「成年・未成年」の概念を再編すべきことを提案する(Ⅲ)。最後に、あるべき「年少者法」の姿につき若干のことがらを付記したい(Ⅳ)。

1) 年齢の計算に関しては「年齢計算ニ関スル法律」(明治35年法律50号)がルールを定めている。もっとも、婚姻による成年擬制(民753条)が及ぶ範囲など解釈論上の問題がないわけではない。

2) 新版注釈民法第1巻では6頁が割かれているのみである。なお、論文としては、永田菊四郎「民法第3条について」日本法学19巻5号(1954)、高木侃「民法第3条について」関東短期大学紀要23集(1978)、同「民法典は教科書にあらず—第3条の制定過程と編纂方針一斑」関東短期大学紀要44集(1999)、高梨俊一「20歳成年制の起源—明治初期の暦法・年齢計算・法定年齢」日本大学司法研究所紀要13巻(2003)などがあるが、いずれも民法4条(原3条)制定の経緯を追うものである。

3) 四宮=能見・民法総則35頁、内田・民法1106頁、山本・民法講義176頁、加藤・民法総則81頁など。筆者自身も「これ(未成年者)には、成年に達しない者、すなわち、満20歳に達しない者(民4条)が一律に、かつ、当然に含まれる」(大村・基本民法1172頁)と述べるだけである。

4) 穂積・民法総論(有斐閣、1930)125-126頁。なお、穂積は、18歳未満を「少年」としていた旧少年法(大正11年法律42号)1条を引用している。

5) 民法上の成年年齢のほか、公職選挙法の「選挙権を有する者」の年齢、少年法の「少年」の年齢を改正することなどを内容とする。

6) 自民党案では、20歳以上とされていたのに対して(法案3条)、民主党案では、原則として18歳以上だが、当該投票につき16歳以上とすることもできるとされていたが(法案3条)、最終的には18歳以上とされることになった。

7) たとえば、朝日新聞2006年12月6日付朝刊、同2006年12月30日付朝刊などの記事を参照。

8) 新法の附則第三条に、次のような規定が置かれている。「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」

9) これまでに書かれた論文にも、関連立法に触発されて書かれたものが見られる(永田・前掲注2は「国民の祝日を定める法律」(昭和23年法律178号)の制定を、高木・前掲注2第1論文は少年法改正論議を念頭に置いて書かれたようである)。

10) 筆者は、婚姻法の改正論議との関連で、婚姻年齢を男女ともに18歳とし、

(4) 59巻9号 2866

あわせて成年年齢を18歳に改めるという案に言及したことがある(内田貴ほか「特別座談会・家族法の改正に向けて(上)——民法改正委員会の議論の現状」ジュリスト1324号[2006])。筆者個人にとっては、本稿は、その時の問題意識に連なるものでもある。

- 11) すでに、「消費者法」「高齢者法」などの表題を持つ領域横断的な体系書が現れているが、本稿は「年少者」につき同様の試みをなすべきことを提案するものである(筆者自身もすでに「消費者法」と題する著書〔有斐閣、第3版、2007〕を執筆しているほか、「外国人法」に関する著書も近刊の予定であるが、「年少者法」はこれらに続くものとなる)。
- 12) 本稿では、狭義の未成年者だけでなく若年成年者をも規律対象に含めて「年少者法」という用語を使用する。なお、法令上「年少者」という用語が用いられる例(本文中で後述する労働基準法を参照)はあるものの、学説上「年少者法」「若者法」という用例はこれまでにあまり見られない(「未成年者保護法」を用いるものとして、森田明・未成年者保護法と現代社会〔有斐閣、1999〕がある)。ただし、「子ども法」の用例はいくつか存在する(石川稔・子ども法の課題と展開〔有斐閣、2000〕のほか、早い時期に、永井憲一「子どもの人権と現行法体系—『子ども法』の法原理」自由と正義1979年4月号などがある。なお、米沢広一・子ども・家族・憲法〔有斐閣、1991〕も参照)。
- 13) 「子ども(こども)」に対する総合的な研究の機運は、法学以外の領域では高まりを見せている。2003年以来、各地の大学に「子ども学部」「子ども学科」が設けられているほか、同じく2003年に「子ども発達教育研究センター」(お茶の水女子大)、「子ども学プロジェクト」(奈良女子大)などもスタートしている。また、1994年設立の「日本子ども社会学会」に続いて、2003年には「日本子ども学会」、2004年には「子ども環境学会」が設立されている。

## 1 「成年」の意義

### 1 能力

成年年齢に達しない者(未成年者)の行為能力は一律に制限を受けている

こと(民5条1項本文)、この原則には3つの例外(①「単に義務を得、又は義務を免れる法律行為」(同条1項但書)、②目的を定めて、あるいは定めなくて「処分を許した財産」(同条3項)、③一種又は数種の「営業を許された未成年者」(民6条1項))が定められていることは周知の通りである。

こうした現行法の未成年者制度は、私たちには不動の制度のように思われるが、比較法的・歴史的に見ると必ずしもそうではないことがわかる。さしあたり2点を指摘しておこう。第一に、現行民法は年齢20歳に達しない者を一括して未成年者とし、その間に区別を設けていない。しかし、諸外国には、未成年者をいくつかに区別する例が見られる。たとえば、ドイツ民法は、満7歳未満の未成年者は行為無能力者とし、満7歳以上は制限能力者としていた(独民104~106条)。第二に、旧民法はフランス民法に倣い、「自治産」の制度を採用していた。未成年者は、婚姻をした場合には当然に(旧民人213条)、また、親権者がある場合には満15歳から(旧民人214条1項)、後見に服する場合には満17歳から(旧民人215条1項)、それぞれ親権者・親族会の許可により、「自治産」とされた。自治産の未成年者は保佐に付され(旧民人216条1項)、重要な行為を行う際には保佐人の「立会」を要するとされていた(旧民人219条1項)。

以上のように、同じく未成年者であっても、その中にいくつかのカテゴリーを設けるということは、十分に考えられる方法であった。しかし、現行民法では「此制度ハ人生自然ノ発達ニ伴フモノニシテ理論上非難スヘキニ非スト雖モ實際上ニ於テハ不便ナキヲ得ス<sup>14)</sup>」という理由で退けられた。これに対して、とりわけ自治産制度の廃止に対しては、現行民法の立法後も「我民法ニ此規定ノナイノハ頗ル遺憾デアル<sup>15)</sup>」との意見が見られたことは注目に値する。

14) 富井・民法原論146頁。

15) 榊・民法総則532頁。

(6) 59巻9号 2868

## 2 親権

成年年齢は、親権（及びその補充制度である未成年後見）と密接に関連する。言うまでもなく、「成年に達しない子は父母の親権に服する」（民818条1項）とされているからである。しかしながら、このような立法もまた必然ではない。親権に服するのは常に未成年者であるとは限らないからである。

明治民法は「子ハ家ニ在ル父ノ親権ニ服ス但独立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス」（明民877条1項）と定めていた。つまり、成年に達した子であっても独立に生計を立てていない場合には親権に服することとされていたのである。親権の効力に関する個別の規定のほとんどは「未成年ノ子」のみを対象としているが（明民879条以下。ただし、明民882条の定める懲戒権の対象は少なくとも文言上は「未成年ノ子」に限られていない<sup>16)</sup>）、それでも、成年に達した後もなお、子は親の親権に服するとされていたことの象徴的な意味は大きい。

さらに、成年の子であっても一定の年齢（男は満30歳、女は満25歳）に達するまでは、婚姻にあたっては父母の同意を要することとされていた（明民772条1項）。これは親権の効力ではなく親子であることの効力ではあるが、成年の子が親の権限に服するという点では共通している<sup>17)</sup>。

以上のように、成年に達した後も、特に親に扶養を受けている場合には、特別な扱いをすることは十分に考えられる。もっとも、その場合には、成年者である子の自律性に対する配慮が必要となろう。

立脚して、制定されなければならない」のほか、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」（昭和22年5月3日悪法施行と同時に施行・同23年1月1日改正民法施行と同時に失効）4条の「成年者の婚姻……については、父母の同意を要しない」を参照。

## 3 婚姻

逆に、満20歳に達していなくても、親の親権に服さない場合もある。婚姻による成年擬制の場合がそれである（民753条）。この規定は戦後の民法全面改正の際に設けられたものだが、旧民法の当然自治産を復活させたものであるとも言える。いずれにせよ、婚姻によって、制限能力者である未成年者は成年者として扱われ、親権から離脱することになる。

ところが、婚姻によって、成年者が制限能力者としての扱いを受けるに至ることも考えられないではない。明治民法におけるいわゆる「妻ノ無能力」（明民14条）<sup>18)</sup>がその例である。この規定については「婦人ハ婦人トシテ無能力ナルニ非ス……唯妻ハ妻トシテ無能力ナリ」とされ、その理由は「天ニ二日ナク国ニ二王ナキト一般家ニ二主アリテ一家ノ整理ヲ為スニ能ハス」という点に求められていた<sup>19)</sup>。

現行民法753条が、婚姻後の夫婦の独立を保障する観点から、成年擬制を行っているのに対して、明治民法14条は、婚姻後の夫婦の共同性を重視する観点から、妻の行為能力を制限していた。婚姻に対する見方が異なるため、導かれる具体的な帰結は正反対になっているものの、いずれの制度においても対象となる者の判断力の高低が問題とされているわけではない点では共通しているのが注目される。

18) (成年に達した)妻は、一定の重要な行為については夫の同意を要するとされていた。その能力の制限の範囲は、ほぼ準禁治産者の場合と同様（ある面ではやや広く別の面では狭い）であった。

16) 穂積・親族法（岩波書店、1933）573頁は、懲戒は監護教育の手段であることを理由に、成年の子には懲戒権は及ばないとしている。

17) 今日では、婚姻に際して親の同意が必要なのは未成年者に限られることは言うまでもないが（民737条1項）、この改正は戦後の家族法全面改正の際の眼目の一つであった。憲法24条1項の「婚姻は、両性の合意に基づいてのみ……」や同2項の「配偶者の選択……に関しては、法律は、個人の尊厳……に

19) 梅・前出注15) 36頁。もっとも、「婦人」であることを理由とする能力制限が全くなかったわけではない(明民866条は、母が親権を行うに際しては、重要な行為に限り親族会の同意を得べきこととしていたが、父が親権を行う際にはこのような同意は不要であった)。

## II 「成年」の基準

### 1 年齢20歳の妥当性

成年年齢の引下げに関しては、賛成論・反対論の両論がありうる。

賛成論の論拠としては、子どもの権利の尊重が挙げられる。とりわけ、児童の権利条約12条に見られるように、子どもの「意見を表明する権利」を尊重すべきことが指摘されうる。同条は「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」としているが、そこからさらに進んで、一定の年齢・成熟度に達した者はもはや他人(親)の干渉を受けべきではないという考え方を導くこともできるだろう。

もっとも、「子どもの権利」は、「子ども」が「子ども」としての保護を要するという認識に立ち、その上で、各種の権利を保障しようというものであると考えるならば、子どもの意見の尊重は、必ずしも成年年齢の引き下げを要請しないとも言える。

反対論の論拠としては、青少年の保護の必要性が挙げられる。社会経験の乏しい若者が各種の悪質商法の被害者になる事例は少なくない。これまでは、少なくとも20歳未満であれば未成年を理由とする取消しが可能であったが、成年年齢を引き下げるということは、このような保護の及ぶ範囲を縮小することを意味する。

確かに、社会が複雑化し、それに伴って教育も高度化した今日においては、若者が成熟に達するまでに要する期間はかつてに比べて長くなったと言える。しかし、上記のような消費者被害に対する対応は、まずはそれ自体の

規制の強化により、さらには消費者教育の推進によってはかるべきであるとも考えられる。

以上のように、肯定論・否定論はいずれもそれなりの理由を持つ。それゆえなかなか決着は付かない。むしろ重要なのは、子どもの自律性の尊重が必要であると同時に、若者への保護・支援が必要な場合もあることを正面から認めること、言い換えれば、二者択一の議論自体を乗り越えることだろう。

### 2 その他の年齢

成年・未成年の二分法は、現行法の下でも必ずしも貫徹されていない。意思能力(規定なし)や責任能力(民712条)のようにはっきりとした線引きがされていない場合は別にしても、①婚姻に関しては18歳・16歳(731条)に、②養子や③遺言に関しては15歳(民797条1項、民961条)に、④養子縁組(特別養子の場合)に関しては25歳(民817条の4)に、それぞれ線が引かれて、能力(適格性)が付与されている。このうち、①②④に関しては、それぞれ父母の同意(民737条1項)や家庭裁判所の許可(民798条)や審判(民817条の2)が必要であるが、③に関してはそれも不要である<sup>20)</sup>。

このように、20歳以外の年齢を基準として能力が付与されている場合が少なくないことは、成年・未成年の二分法にすべての効果を結びつけるのが適当ではないことを示していると言える。このことは、民法上の効果以外の効果をも考慮に入ると、より一層明らかになる。実際のところ、それぞれの法制度の目的に鑑み、未成年者をさらに細分する立法例が散見される。

たとえば、児童福祉法は18歳未満の者を「児童」とし、これを「乳児(満一歳に満たない者)」「幼児(満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者)」「少年(小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者)」に(法4条)、学校教育法は「子女」を「学齢児童(小学校に就学させるべき子女)」「学齢生徒(中学校に就学させるべき子女)」等に(法22条・39条)、それぞれ分けている。また、労働基準法は「年少者」という包括概念の下で、最低年齢に関しては

(10) 59巻9号 2872

15歳・13歳(法56条)を境に、労働時間に関しては18歳・15歳(法60条)を境に、深夜業・危険有害業務などについては18歳(法61条・62条)を境に、<sup>21)</sup>異なるルールを設けている。少年法の場合も「少年」(20歳未満の者。それ以外が「成人」という包括概念を用いつつ、手続(法3条2項。14歳未満の場合には都道府県知事・児童相談所長からの送致がなされた場合に限り審判に付する)<sup>22)</sup>や刑罰(法51条・56条。18歳未満の場合には死刑などを科せない・満16歳までは懲役・禁固は少年院で執行することができる)につき、年齢に応じて特に適用されるルールを設けている。なお、児童の権利条約は国際的な趨勢に照らして、18歳未満の者で成年でない者を「児童」と定義している。

反対に、「未成年」ではなく「成年」につき、年齢による区分がされている例もあげておく。民法上は前述のように、特別養子の養親になるには原則として満25歳以上であることが必要であるという例があるが(民817条の4)、もっともよく知られているのは被選挙権の場合であろう(衆議院議員・市長・村長・地方自治体の議会議員につき満25歳以上、参議院議員・都道府県知事につき満30歳以上。公選10条)。このほか、運転免許の技能検定員(道交法99条の2)や射撃の指導員(銃刀法施行規則11条の6)などについても満25歳以上とされている。他に、国籍選択については「22歳に達するまでに」とされている(国籍法14条)のが注目値する。他方、少年法(56条1項)や少年院法(11条)は、26歳未満であれば場合によって成人とは異なる扱いをすることを認めている。

以上を通覧すると、未成年に関しては、15歳・18歳を境に線引きをしていることが多いほか、成年に関しても、25歳(26歳)・30歳に一定の意味を持たせていることがあることがわかる。なお、15歳以下のどこかで線を引く考え方もあるが(労基法・少年法など)、その年齢は必ずしも一定しない。

20) なお、認知に関しては未成年者であっても単独でこれを行うことができる(民780条)。

- 21) なお、深夜業に関しては、「交替制によって使用する満16歳以上の男子」(法61条1項但書)は適用除外とされている。
- 22) 2000年の少年法改正で検察官送致の下限は16歳から14歳に引き下げられた。また、2007年の少年院法改正によって、少年院送致の下限が「おおむね12歳」に引き下げられた。

### Ⅲ 「成年・未成年」の多元化・相対化

以上をふまえて、民法上の「成年・未成年」の区別につき、多元化・相対化の提案を行いたい。その他の法律における取扱いは、とりあえず検討対象外としておく。

#### 1 「準成年」と「完全未成年」

「未成年」に関しては、「準成年」と「完全未成年」とに二分する。

その上で、「準成年」は原則として被保佐人と同様に扱う。すなわち、重要な行為以外は単独でなしうるとしてはどうか。その年齢は満15歳以上とすることが考えられる。「完全未成年」は、法定代理人の同意なしには完全に有効な法律行為をなしえないものとする。この点は現行法と同様であるが、満15歳以上を別扱いにしたので、営業許可に関する規定は削除してもよいかもしれない。完全未成年はこれをさらに二分し、10歳～12歳を境に「幼年」と「半成年」とに分けることも考えられる。「幼年」に関しては、日用品の購入などを除き行為能力を否定するとともに(民9条参照)、一律に責任能力も否定してはどうか。

なお、幼年の能力を「無能力」、半成年の能力を補完された能力という意味で「補完能力」、準成年の能力を「管制された能力」という意味で「管制能力」と呼び、無能力の場合も含めて、全体を「制限能力」と呼ぶことにし、あわせて成年被後見人は無能力、被保佐人・被補助人は管制能力と

すると、<sup>23)</sup> 全体の見通しがよくなるだろう。

23) 被保佐人のなかには「補完能力」にあたる者も含まれる。

## 2 「初成年」と「完全成年」

「成年」に関しても、「初成年」と「完全成年」とに二分する。

ここでの眼目は、一定年齢に達するまでの成年を「初成年」とし、その行為能力にある種の手続的な制約を付す点にある。具体的には、成年に達した後も25歳（あるいは26歳）に至るまでは、「支援人」（法定代理人あるいは本人が選任した者）に相談した上でなければ、一定の重要な行為はなしえないとしてどうか。この場合、支援人は相談を受けて助言をするだけであり、その同意を得ることは必要でないこととしたい。このような「初成年」の能力を「支援を受けた能力」という意味で「支援能力」と呼んでおきたい。

支援能力は、「相談」という過程、「支援人」という相談相手を設けることによって、一歩立ち止まって法律行為を行うというものである。成年者になったばかりの若者には、本人の希望により、このような自己防衛手段を認めようというわけである。

個人的には、このようなルートを開いた上で、成年年齢を18歳に引き下げることが提案したい。しかし、「準成年・初成年」のような段階を設けるといふ考え方は、必ずしも成年年齢の引下げと連動しない。むしろ、成年年齢の前後にわたり、「完全未成年」でも「完全成年」でもない段階を設けるといふ考え方は、成年年齢の重要性を減少させることになるとも言える。

## 3 保護措置・移行手続・公示方法

以上のように、「成年・未成年」を多元化・相対化する案に対しては、いくつかの疑問が提起されるだろう。

第一に、すでに一言したように、未成年者の能力制限を緩和するとなる

と、未成年者取消権が働かなくなり、年少者に対する保護が薄くなるという批判がありうる。これに対する反論についてはすでに一言したところであるが、ここでは、次のような保護措置について触れておく。未成年であることを理由とするのではなく、<sup>24)</sup> 経験や判断力の不足を悪用して締結された契約は、取消可能とする規定を設けるといものである。この規定は、成年であっても年少の者（「初成年」）や高齢の者にも適用可能なものとすべきだろう。

第二に、能力制限の緩和はともかく、その強化には疑問があるという批判が考えられる。これまでは完全な能力者であった20歳以上25歳（26歳）未満の人々の能力を制限するのは適当ではないという批判である。この点については、まず、支援人には同意権も取消権もなく、本人の行為能力は制限されていない<sup>25)</sup> ということを確認しておこう。ただ、相談という手続が課されている<sup>26)</sup> だけである。それでも、実質的に見れば、単独で行為しにくくなることは確かである。そこで、次のような方策を講じてはどうか。「初成年者」は自ら望めば、いつでも「完全成年者」になれるとするのである。<sup>27)</sup> こうしておけば、一定の年齢に達するまで、支援人が付いていることを望む人だけが、自らの意思によって支援を受けることになる。この「脱支援」の手続（「完全成年」となる手続）は、年に一度「成人式」の際に行うのも一案かもしれない。<sup>28)</sup>

第三に、成年・未成年の多元化・相対化が理論的には妥当だとしても、実際には取引に混乱をもたらすのではないかとという危惧である。これも以前から語られてきたところである。これに対しては、能力に関する登録簿を設け、希望者にはその記載内容を示す（カード式の）証明書を発行することが考えられる。成年後見登記に比べて、大量の情報を処理する大規模なシステムが必要になるが、技術的には不可能ではなからう。

24) オランダ法やフランス債権法改正草案に見られる「状況の濫用」という考



(14) 59巻9号 2876

え方に近い。なお、本文で述べているのは基本的な考え方であり、具体的な要件をどのように定めるかは、慎重に検討する必要がある。

- 25) フランス法では、人工妊娠中絶につき、このような手続を設けている。しかし、中絶の決定をするのは、あくまでも本人である。
- 26) 相談をしたことを示す方法や支援人に相談できない場合・支援人が相談に感じない場合の扱いなどについては、なお、検討を要する。
- 27) 「幼年」から「未成年」への移行についても、同様の手続を設けることは一考に値する。10歳から12歳までのどこかの時点で、法定代理人の選択により「未成年」に移行することとすれば、子どもの成熟の程度に応じた対応が可能になろう。
- 28) 同様に、「半成人式」も構想しうる。

### おわりに

以上のように、成年・未成年の多元化・相対化にはいくつかの問題が伴うが、それらはいずれも対応不可能な問題ではない。そうだとするとさらに次のような根本的な疑問に答える必要がある。大規模な制度改革を行ってまで対応しなければならない具体的な問題があるのか、という疑問である。

確かに、緊急の問題は存在しないかもしれない。しかし、中長期的な課題は存在すると言ふべきだろう。それは、私たちの社会は、年少者(子どもや若者)をどのように捉え、どのように取り扱うのかという課題である。この点につき、本稿の提案は3つの含意を持つ。第一は、10歳(～12歳)に達するまでの子どもを「幼年」<sup>29)</sup>とすることによって、より立ち入った保護を与えようということ。第二は、15歳以上18歳(成年年齢を改めないならば20歳)未満の若者を「準成年」とすることによって、より広い範囲での社会参加を促そうということ<sup>30)</sup>。第三に、18歳(20歳)以上25歳(26歳)未満の若者を「初成年」とすることによって、その自律性を認めつつ、社会的な支援を行うと<sup>31)</sup>いうこと。

民法典が成年・未成年につきどのような態度をとるか。この態度決定は、年少者(子ども・若者)への社会的対応のあり方を象徴するものとなる。その意味で、民法4条は、これから再編・確立されるべき「年少者法」の礎石であるといえよう。民法4条にめぐる立法論にあたっては、この点をふまえることが望まれる。

- 29) フランス語の子ども enfant は「口のきけない者」を表す。enfant の法としての「こども法」は、自ら意思表示をできない者に対する厚い保護によって方向づけられるべきだろう。
- 30) フランスでは、最近、一般の行為能力とは別に、満15歳以上の未成年者に非営利団体を創設する能力を付与するという法案が検討された。広い意味での子どもの政治参加を保障し、これを促そうという考え方によるものであるが、自らが属する団体の組織を自ら考案するということは、法教育＝公民教育の根幹をなすことを考えるならば、日本でも、参考にしてよい考え方であろう。
- 31) ヨーロッパ諸国では、26歳未満の若者に対して、様々な特典を付与している例が見られる。これは、未だ十分な収入がないことの多い人々・将来に向けて経験を重ねることが望まれる人々に対する社会的な支援の表れであると言えるだろう。

(東京大学法学部教授)